

地域と学校に新たな絆づくり

提言書

令和6年10月21日

焼津市議会総務文教常任委員会

委員長	村松 幸昌
副委員長	杉田 源太郎
委員	鈴木 まゆみ
	村田 正春
	原崎 洋一
	増井 好典
	鈴木 浩己



I. はじめに

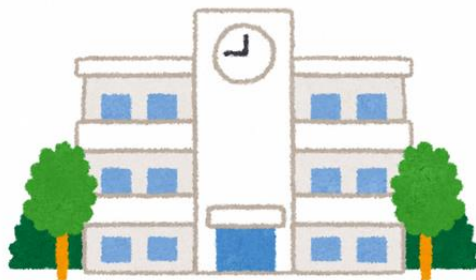
近年の学校教育現場において、児童生徒を取り巻く様々な課題が浮き彫りになっています。

特に、不登校問題については、課題が複雑多様化しております。また、コミュニティ・スクールの運営に関する問題は「学校」だけでなく、「地域」や「家庭」にとってそれぞれが役割を担うことが重要な課題です。

これらの課題は、児童・生徒一人ひとりの学習機会の確保や心理的健康に深く関わるだけでなく、地域社会の「連携」や「一体感」が子ども達の未来への展望にも影響を与えると考えます。

全ての子どもたちが安心して学べる環境を実現する。

本提言書では、現代の学校が直面するこれらの課題について詳細に分析し、具体的な解決策を提案します。



Ⅱ. 目標

子ども達の確かな学び・育ちを保障するため、
学校・家庭・地域が一体となって取り組む

1. 誰一人取り残さない学び・育ちの保障を実現する
2. 個々のニーズに応じた多様な学びの場、居場所を確保する
3. 学校や子ども達が抱える課題や家庭・地域が抱える課題を解決し
ていく体制づくり

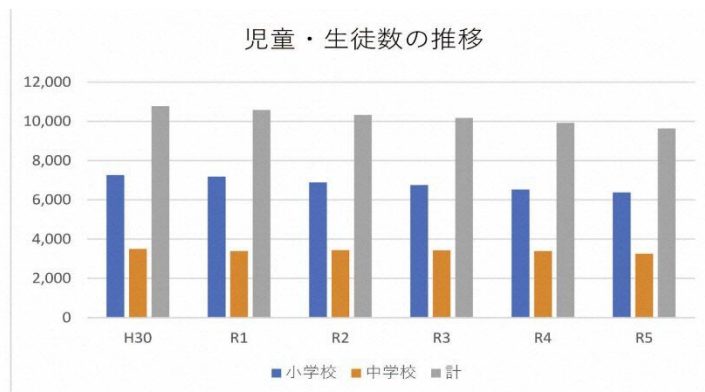


Ⅲ. 現状

不登校について

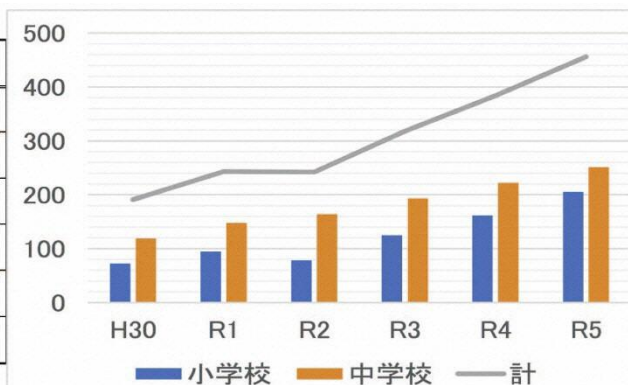
(1) 児童・生徒数の推移

	小学校	中学校	計
H30	7,266	3,503	10,769
R1	7,183	3,394	10,577
R2	6,891	3,438	10,329
R3	6,752	3,419	10,171
R4	6,527	3,393	9,920
R5	6,376	3,261	9,637



(2) 不登校児童生徒数推移

	小学校	中学校	計
H30	72	119	191
R1	95	148	243
R2	78	164	242
R3	125	193	318
R4	162	222	384
R5	205	251	456



* 焼津の教育(令和5年度)より抜粋

- ① R5 年度統計より、焼津市内の児童・生徒数は H30 にくらべて R5 では 1,132 人減少している。にもかかわらず不登校児童・生徒数は H30 にくらべて 265 人の増加になっている。
- ② 学校福祉部では多様なスキルを持つ人材が配置され相談者に寄り添った支援がなされている。

・子ども支援課：指導主事、公認心理士、保健師、家庭児童相談員

・家庭支援課：社会福祉士、家庭児童相談員

- ③ 全小中学校に教員以外の第三者的な立場である心の教室相談員が配置されている。
- ④ 教育支援センター、チャレンジ教室は現在、「焼津チャレンジ」と「大井川チャレンジ」の2か所あり、通級率は20%程度となっている。その他の80%の不登校児童生徒は、欠席は多いが教室に行けている、校内の「心の教室」、「保健室」には行けている、学校福祉部の支援を受けている、などの児童・生徒が多くいる。
- ⑤ 今年度10月1日に市内3か所目となる「東益津チャレンジ」が新たに開設された。

コミュニティ・スクールについて

- ① 令和5年度から市内全中学校区において、コミュニティ・スクールがスタートした。(2年先行してスタートした地域が3か所、3年先行した地域が1か所)
- ② 学校運営協議会は年に3回、それぞれの地域にて開催されている。その場において、学校経営方針やコミュニティ・スクールの概要説明等があり、意見交換・協議がされ、承認を得ている。
- ③ 子ども会未加入の児童が増えるなど、子ども会の機能に支障が出ている。

IV. 課題

不登校について

- ① 不登校の要因は複雑多様化している。「相談できない、したくない」という保護者がある。
- ② プロカウンセラーがいる第三者的な方々の組織づくりが必要との意見がある。
- ③ 子どもたちに配布されているタブレットの利用含め、ネット上で保護者とも相談ができる窓口がない。
- ④ チャレンジ教室にも通級することができない児童生徒がいる。
- ⑤ フリースクール利用者への経済的支援制度がない。
- ⑥ 学校だけに頼ることなく、地域で支援できることは地域で行う機運の醸成が必要である。
- ⑦ 高校進学へ向けての支援として学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置も検討すべき。
- ⑧ 在籍校への復帰だけでなく、同年代の友達と関わることができる体験的な活動ができる場を検討するなど、様々な場で学ぶことができる「居場所」づくりが更に必要である。
- ⑨ 外国につながる不登校児童生徒には別の整備が必要との意見がある。
- ⑩ 不登校児童生徒数の増加傾向は今後も続くと考えられることから、子ども家庭センター等との連携による不登校の未然防止や早期対応が必要とされる。

コミュニティ・スクールについて

- ① R5 年度から市内全中学校区でコミュニティ・スクールが始まったが、地域によって取り組みに差が見られる。
- ② 学校と PTA、子ども会の連携では地域的差異がある。
- ③ 社会科や家庭科、総合的な学習など、授業の中で地域の人材を積極的に活用できないか教育現場との調整が必要である。
- ④ CS ディレクターの責任の重さから早くも後継者を心配している。しかしながら CS ディレクターには豊富な知識と経験が必要である。
- ⑤ 学校運営協議会の委員の理解だけでなく、市民全体にコミュニティ・スクールの重要性を広めることが大切である。その PR 方法はどの様に展開していくのか検討しなければならない。
- ⑥ 地域のアクションプラン（祭り、スポーツ、伝統芸能等、文化財、自然等、地域の素材）をコミュニティ・スクールにどう活かすことができるか。

V. 提言

不登校対策についての提言

本市の不登校対策への取り組みは充実して来ているものの、教育現場は複雑多様化した課題が山積しており、全国的には先進的な取り組みをしている自治体も見受けられる。

1. 不登校となる前に「心の小さな SOS」を見逃さない仕組みづくり（子どもの心身の状態の変化への気付き）が必要と考える。
2. 豊富な経験と専門的なスキルを持つ第三者的なプロカウンセラーとの体制づくりが必要と考える。
3. 多様な学びの場・居場所の確保のためには、民間のフリースクールとの更なる連携が必要である。
4. フリースクールの利用負担に対する助成制度の導入の検討をする。
5. 児童・生徒の育ちを支援する目的として、放課後児童クラブとは別に児童・生徒が自由に過ごすことのできる居場所を確保する。（コミュニティ・スクールの地域学校協働活動としての取り組み）
6. 多様な学びの場・居場所として、地域交流センター、図書館の社会施設を利用する。
7. メタバースにおける居場所を提供する取り組みについても調査研究していく必要がある。
8. 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）設置の検討する必要がある。

9. こども権利条約批准から 30 年、不登校対策に限らず、子ども達一人ひとりを中心としたまちづくりを推進するために、条約 4 原則（①差別禁止、②最善の利益、③生命、存在及び発達権利、④子どもの意見の尊重）を重視した子どもの権利を明記する条例の制定について検討する必要がある。

コミュニティ・スクールについての提言

子ども達の健やかな成長と学校や子ども達が抱える課題や家庭・地域が抱える課題を解決していくためにも、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしていくことが重要である。

本市においては R5 年度から全中学校区でコミュニティ・スクールが導入されているものの、更なる「学校」と「地域」が協働体制を確立していくことが求められる。

1. 学校と地域の協働による取り組みを効果的に進めるために、文科省から委嘱された CS マイスターを複数年度にわたり配置する。
2. 全体で目指す姿の共有化を図るために、（仮称）「焼津市コミュニティ・スクール合同連絡協議会」を立ち上げ、それぞれの地域ごとの具体的政策について企画・立案・実践につなげる。

VI. おわりに

文科省の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)には、「学校と地域・関係機関の連携・協働や平素からの保護者間の関係づくりを促すため、コミュニティ・スクールの仕組みや家庭教育支援チーム等を活用する。」とあり、未来を担う子ども達の豊かな学びと育ちを支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要である。

学校は地域とともに歩み、時として文化の中心地であった。その歴史を今こそ学び、地域と学校の新たな絆を作り上げたい。

地域力・学校力を生かして豊かな心とふるさと愛にあふれる子どもの育成を目指して、コミュニティ・スクールの活性化により市の未来を託せる人材の育成を実現できる施策としたい。

今日の子どもを取り巻く環境は急激に変化している。そのような中で、焼津市の子供たちへの明るい未来づくりに本提言書の実現を強く願うところである。

政策提言に係る活動経過

回	開催日	活動内容
1	4月21日	スケジュールの確認
2	5月9日 ～10日	行政視察（三郷市、つくば市）
3	6月20日	テーマの選定
4	7月21日	テーマの選定
5	8月21日	テーマの決定
6	9月25日	政策提言に係る勉強会
7	10月10日 ～12日	行政視察（泉大津市、西宮市、大和郡山市）
8	12月7日	テーマについての協議
9	1月19日	当局との意見交換の内容について
10	2月22日	当局との意見交換の内容について
11	3月8日	当局との意見交換
12	4月2日	提言内容の協議
13	4月22日	提言内容の協議
14	5月15日 ～17日	行政視察（由利本荘市、さいたま市、川崎市）
15	5月21日	今後のスケジュール確認、提言内容の協議
16	6月20日	提言内容の協議
17	6月28日	提言内容の協議
18	7月19日	提言書案の協議
19	8月21日	提言書修正案の協議

20		9 月 20 日	提言書修正案の協議
21		9 月 24 日	政策提言書案の最終調整